

第11回定期総会議事録

1、日時	令和元年12月5日(木)
2、場所	中津市役所 3階 大会議室
3、出席委員	1番橋本(省)委員、2番高倉委員、3番坪根委員、4番義経委員、5番植山委員、7番中原委員、8番石川委員、10番小野委員、11番門脇委員、12番百留委員、13番玉麻委員、14番長尾委員、15番村上委員、最適化推進員8名(國分、前田、橋本、黒土、奥、武本、島津、高橋)
4、欠席委員	6番田畑委員、9番田上委員
5、事務局	福永局長、中春次長、梶原次長、後藤、井上
6、議題	別紙議案書のとおり。
7、開会	午前9時30分 開会を宣する。
8、署名委員	8番石川委員、13番玉麻委員
福永局長	それでは議事の方に入りたいと思います。資格の確認をさせていただきます。本日の出席委員は15名中13名の出席であります。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定により過半数の出席となりますので、本会の成立といたします。議長よろしくお願い致します。
中原会長	おはようございます。では、令和元年第11回定期総会をただいまより開催致します。では議事録署名は議長一任でよろしいでしょうか。
全委員	(異議なし)
中原会長	それでは、議事録署名委員を8番石川委員、13番玉麻委員にお願いします。よろしく申し上げます。
議案審議 議第1号 議長	農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について 議第1号農地法第18条第6項の規定による通知に関する件の1番から3番について事務局から説明をお願いします。
事務局(井上)	議案朗読
議長	1番から3番について島津推進委員に調査報告をお願いします。
島津推進委員	1番について報告いたします。調査の結果、合意解約で間違いありません。解約後は利用権を設定するということで、問題ありません。

		<p>続きまして2番について報告します。調査の結果、合意解約で間違いありません。解約後は利用権を設定するということで、問題ありません。</p> <p>続きまして3番について報告します。調査の結果、合意解約で間違いありません。解約後は利用権を設定するということで、問題ありません。審議をお願いします。</p>
議	長	<p>ただいま1番から3番について島津推進委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員		<p>(異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認め1番から3番について当委員会は承認と致します。それでは4番について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (井上)		<p>議案朗読</p>
議	長	<p>それでは4番について高橋推進委員に調査報告をお願いします。</p>
高橋推進委員		<p>4番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は利用権設定をするとのことですのでございます。審議をお願いします。</p>
議	長	<p>ただいま4番について高橋推進委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員		<p>(異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認め4番について当委員会は承認と致します。それでは事務局5番について説明をお願いします。</p>
事務局 (井上)		<p>議案朗読</p>
議	長	<p>5番について百留委員に調査報告をお願いします。</p>
1 2 番 (百留)		<p>5番について報告します。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は自作です。審議をお願いします。</p>
議	長	<p>ただいま5番について百留委員より調査報告がありましたが、異議は</p>

		<p>ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
全委員		
議	長	異議なしと認め5番について当委員会は承認と致します。
議案審議		
議第2号		空き家バンク付随農地について
議	長	議第2号空き家バンク付随農地について、1番から3番を事務局お願いします。
事務局(井上)		議案朗読
議	長	1番から3番について事務局からの説明ですが、ご異議ありませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	異議なしと認め当委員会は承認と致します。
議案審議		
議第3号		農用地利用集積計画(案)の利用権設定について
議	長	議第3号農用地利用集積計画(案)の利用権設定についてです。 それでは議第3号農用地利用集積計画(案)の利用権設定について、農政振興課担当より説明をお願いします。
農政振興課 (森下)		(農政振興課 担当 説明)
議	長	ただいま農用地利用集積計画(案)の利用権設定について、農政振興課担当より説明がありましたが、異議はございませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	異議なしと認め農用地利用集積計画(案)の利用権設定については承認といたします。

議案審議	
議第4号	農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について
議 長	議第4号農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について事務局1番と2番の説明をお願いします。
事務局（井上）	議案朗読
議 長	1番と2番について坪根委員に調査報告をお願いします。
1番（橋本）	（1番の申請地の場所について説明） 双方に確認の結果、売買で間違いありません。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われます。審議をお願いします。
	（2番の申請地の場所について説明） 双方に確認の結果、売買で間違いありません。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われます。審議をお願いします。
議 長	ただいま1番と2番について橋本委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め1番と2番について当委員会は許可と致します。3番から5番の審議に入る前に橋本委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。
	（1番橋本委員退席）
議 長	それでは事務局3番から5番について説明をお願い致します。
事務局（井上）	議案朗読
議 長	3番から5番について橋本推進委員に調査報告をお願いします。
橋本推進委員	（3番の申請地の場所について説明） 双方に確認の結果、売買で間違いありません。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われます。審議をお願いします。
	（4番の申請地の場所について説明） 双方に確認の結果、贈与で間違いありません。譲受人は農地取得要件

		<p>を満たしており、問題ないと思われます。審議お願いします。</p> <p>(5番の申請地の場所について説明)</p> <p>双方に確認の結果、贈与で間違いありません。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われます。審議お願いします。</p>
議	長	<p>ただいま3番から5番について橋本推進委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員		<p>(異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認め3番から5番について当委員会は許可と致します。橋本委員は入室をお願いします。</p>
		<p>(1番橋本委員着席)</p>
議	長	<p>それでは事務局6番について説明をお願いします。</p>
事務局(井上)		<p>議案朗読</p>
議	長	<p>それでは6番について坪根委員に調査報告をお願いします。</p>
3番(坪根)		<p>(6番の申請地の場所について説明)</p> <p>双方に確認の結果、売買で間違いありません。市道が出来て、道路が高くなったため、その農地にトラクターが入れなくなり、利用できなくなりました。そこで、申請者所有の農地と一緒に利用することでしか農地としての利用価値がない状態となりましたので許可相当と考えます。審議をお願いします。</p>
議	長	<p>ただいま6番について坪根委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員		<p>(異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認め6番について当委員会は許可と致します。7番の審議に入る前に奥推進委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触ますので一時退室をお願いします。</p>
		<p>(奥推進委員退席)</p>

議長	それでは事務局7番について説明をお願いします。
事務局（井上）	議案朗読
議長	7番について植山委員に調査報告をお願いします。
5番（植山）	（7番の申請地の場所について説明） 双方に確認の結果、贈与で間違いありません。譲受人は農地取得要件を満たしており、現地は境界もはっきりしているため問題ありません。審議をお願いします。
議長	ただいま7番について植山委員より報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議長	異議なしと認め7番について当委員会では許可と致します。奥推進委員は入室してください。 （奥推進委員着席）
議長	8番から11番の審議に入る前に橋本委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。 （1番橋本委員退席）
議長	それでは事務局8番から11番について説明をお願いします。
事務局（井上）	議案朗読
議長	それでは8番から11番まで義経委員に調査報告をお願いします。
4番（義経）	（8番の申請地の場所について説明） 双方に確認の結果、売買で間違いありません。譲受人は農地取得要件を満たしておりますので問題はないと思われれます。審議をお願いします。 （9番の申請地の場所について説明） 双方に確認の結果、売買で間違いありません。譲受人は農地取得要件

<p>議 長</p>	<p>を満たしておりますので問題はないと思われま す。審議をお願いします。 (10番の申請地の場所について説明) 双方に確認の結果、売買で間違いありませ ん。譲受人は農地取得要件を満たして おりますので問題はないと思われま す。審議をお願いします。 (11番の申請地の場所について説明) 双方に確認の結果、売買で間違いありませ ん。譲受人は農地取得要件を満たして おりますので問題はないと思われま す。審議をお願いします。</p>
<p>全委員</p>	<p>ただいま8番から11番まで義経委員より報告 がありましたが、異議はございませ んか。</p>
<p>議 長</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認め8番から11番を当委員 会は許可と致します。橋本委員は入室 してください。</p>
<p>事務局 (井上)</p>	<p>(1番橋本委員着席)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは事務局12番について説明をお 願いします。</p>
<p>13番 (玉麻)</p>	<p>議案朗読</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは12番を玉麻委員に調査報告 をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>(12番の申請地の場所について説明) 双方に確認の結果、売買で間違いありませ ん。譲受人は農地取得要件を満たして おりますので問題はないと思われま す。審議をお願いします。</p>
<p>全委員</p>	<p>ただいま12番について玉麻委員より報告 がありましたが、異議はございませ んか。</p>
<p>議 長</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認め12番を当委員会は許可 と致します。</p>

議案審議 議第5号 議 長	農地転用事業計画変更申請に関する件について 議第5号農地転用事業計画変更申請に関する件について事務局説明をお願いします。
事務局（中春） 議 長	議案朗読 橋本委員に調査報告をお願いします。
1番（橋本）	（1番の申請地の場所について説明） 転用目的は賃貸共同住宅用地です。9月に農地法第5条許可を受けた案件になりますが、事業規模変更に伴い事業計画変更申請をしたものになります。生活排水は公共下水道へ放流し、雨水排水は全面水路へ放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。
議 長	ただいま橋本委員より報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め当委員会は承認と致します。
議案審議 議第6号 議 長	農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件について 議題7号農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件について、事務局1番の説明をお願いします。
事務局（中春） 議 長	議案朗読 1番について植山委員に調査報告をお願いします。
5番（植山）	（1番の申請地の場所について説明） 転用目的は農地造成です。雨水排水は既存排水口を利用し、水路に放流します。境界もはっきりしており特に問題はないと思われます。審議をお願いします。
議 長	ただいま1番について植山委員より報告がありましたが、異議はござ

		いませんか。
全委員		(異議なし)
議 長		異議なしと認め1番について当委員会は許可と致します。
議案審議 議第7号 議 長		農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について 議題7号農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について 事務局1番及び2番の説明をお願いします。
事務局(中春)		議案朗読
議 長		1番及び2番について國分推進委員に調査報告をお願いします。
國分推進委員		(1番の申請地の場所について説明) 転用目的は駐車場用地です。雨水排水は敷地内で集水し、東側水路に 放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われま す。審議をお願いします。
		(2番の申請地の場所について説明) 転用目的は進入路用地です。雨水排水は敷地内で集水し、東側水路に 放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われま す。審議をお願いします。
議 長		ただいま1番と2番について國分推進委員より報告がありましたが、 異議はございませんか。
全委員		(異議なし)
議 長		異議なしと認め1番と2番について当委員会は許可と致します。それ では事務局3番について説明をお願いします。
事務局(中春)		議案朗読
議 長		3番について前田推進委員に調査報告をお願いします。
前田推進委員		(3番の申請地の場所について説明)

		<p>転用目的は賃貸共同住宅用地です。生活排水は公共下水道に接続し、雨水排水は敷地内で集水し、東側水路に放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。</p>
議	長	<p>ただいま3番について前田推進委員より報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員		<p>(異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認め3番について当委員会は許可と致します。それでは事務局4番及び5番について説明をお願いします。</p>
事務局 (中春)		<p>議案朗読</p>
議	長	<p>4番及び5番について橋本委員に調査報告をお願いします。</p>
橋本 (1番)		<p>(4番の申請地の場所について説明)</p> <p>転用目的は貸駐車場用地です。雨水排水は敷地内で集水し、北側水路に放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。</p> <p>(5番の申請地の場所について説明)</p> <p>転用目的は賃貸共同住宅敷地拡張用地です。生活排水は下水道に接続し、雨水排水は敷地内で集水し、西側水路に放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。</p>
議	長	<p>ただいま4番及び5番について橋本委員より報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員		<p>(異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認め4番及び5番について当委員会は許可と致します。6番から8番の審議に入る前に橋本委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。</p>
		<p>(1番橋本委員退席)</p>
議	長	<p>それでは事務局6番と7番について説明をお願いします。</p>

事務局（中春）	議案朗読
議 長	6番と7番について橋本推進委員に調査報告をお願いします。
橋本推進委員	（6番の申請地の場所について説明） 転用目的は賃貸共同住宅用地です。生活排水は公共下水道に接続し、雨水排水は敷地内で集水し、東側水路に放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。 （7番の申請地の場所について説明） 転用目的は賃貸共同住宅用地です。生活排水は公共下水道に接続し、雨水排水は南側水路に放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。
議 長	ただいま6番及び7番について橋本推進委員より報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め6番及び7番について当委員会は許可と致します。それでは事務局8番について説明をお願いします。
事務局（中春）	議案朗読
議 長	8番について黒土推進委員に調査報告をお願いします。
黒土推進委員	（8番の申請地の場所について説明） 転用目的は一般住宅用地です。生活排水は合併浄化槽を設置し、雨水排水と一緒に北側水路に放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。
議 長	ただいま8番について黒土推進委員より報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め8番について当委員会は許可と致します。橋本委員は入室をお願いします。

	(1番橋本委員着席)
議 長	それでは事務局9番について説明をお願いします。
事務局(中春)	議案朗読
議 長	9番について黒土推進委員に調査報告をお願いします。
黒土推進委員	(9番の申請地の場所について説明) 転用目的は宅地分譲用地(7区画)です。生活排水は合併浄化槽を設置し、雨水排水と一緒に全面市道側溝に放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。
議 長	ただいま9番について黒土推進委員より報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め9番について当委員会は許可と致します。それでは事務局10番について説明をお願いします。
事務局(中春)	議案朗読
議 長	10番について植山委員に調査報告をお願いします。
植山(5番)	(10番の申請地の場所について説明) 転用目的は駐車場用地です。雨水排水は自然浸透及びオーバーフロー分については、全面県道側溝に放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。
議 長	ただいま10番について植山委員より報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め10番について当委員会は許可と致します。それでは事務局11番と12番について説明をお願いします。

事務局（中春）	議案朗読
議 長	11番と12番について島津推進委員に調査報告をお願いします。
島津推進委員	（11番の申請地の場所について説明） 転用目的は進入路用地です。雨水排水は西側水路に放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。
	（12番の申請地の場所について説明） 転用目的は一般住宅用地です。生活排水は合併浄化槽を設置し、雨水排水と一緒に西側水路に放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。
議 長	ただいま11番と12番について島津推進委員より報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め11番と12番について当委員会は許可と致します。
議案審議 議第8号	非農地証明について
議 長	議第8号の非農地証明願に関する件について1番の事務局説明をお願いします。
事務局（井上）	議案朗読
議 長	ただいま事務局より説明がございましたが異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め1番について当委員会は承認と致します。2番の審議に入る前に黒土推進委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。事務局2番の説明をお願いします。
	（黒土推進委員退席）

事務局（井上）	議案朗読
議 長	ただいま事務局より説明がございましたが異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め2番について当委員会は承認と致します。黒土推進委員は入室してください。
	（黒土推進委員着席）
議 長	事務局3番の説明をお願いします。
事務局（井上）	議案朗読
議 長	ただいま事務局より説明がございましたが異議はございませんか。
	（異議なし）
議 長	異議なしと認め3番について当委員会は承認と致します。
議案審議 議第9号	その他議案について
議 長	議題9号その他について事務局説明をお願いします。
福永局長	（別紙議案のとおり）
議 長	はい、それでは総括を進めたいと思います。 議第1号、農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について当委員会は承認といたします。 議題2号、空き家バンク付随農地について当委員会は承認といたします。 議題3号、農地利用集積計画（案）について当委員会は承認といたします。 議題4号、農地法第3条第1項に規定による許可申請に関する件について当委員会は許可といたします。 議題5号、農地転用事業計画変更申請に関する件について当委員会は

承認いたします。

議題 6 号、農地法第 4 条第 1 項に規定による許可申請に関する件について当委員会は許可いたします。

議題 7 号、農地法第 5 条第 1 項に規定による許可申請に関する件について当委員会は許可いたします。

議題 8 号、非農地証明願に関する件について当委員会は承認いたします。

以上でございます。長い時間審議ありがとうございました。

以上を持ちまして、第 11 回定期総会を閉会いたします。